

広野町農業委員会委員募集要領

農業委員の任期が令和6年9月16日までとなっていることから、次のとおり募集します。なお、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が、選挙及び農業団体等からの推薦による町長の選任制の併用から、町長が議会の同意を得て任命する方法に変更されております。

1 募集人数	8人 ※原則として、農業委員の過半数は認定農業者から任命し、農業分野に関し利害関係を有しない者1名以上を任命することとなります。
2 主な業務	(1) 合議体としての農業委員会の意思決定等への参画 (2) 農地法等に基づく許可等の審議 (3) 上記(2)に係る現地調査 (4) 農地法等の適正運用に係る現場活動 (5) 農業者の相談業務等 (6) 総会への出席
3 任期	令和6年9月17日から3年間
4 身分	広野町の特別職の非常勤職員
5 報酬	年額 200,000 円
6 資格要件	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会業務を適切に行うことができる方 ※次のいずれかに該当する方は、農業委員となることができません。 (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 広野町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者 (4) 固定資産評価委員会委員、教育委員会委員等の兼職は法律で禁止されています。
7 募集期間	令和6年2月9日(金)から令和6年3月13日まで(水)
8 問合せ先	広野町農業委員会事務局 (住所) 〒979-0402 広野町大字下北迫字苗代替 35 (電話) 0240-27-4163

9 申込方法	<p>農業委員会に備え付けの申込用紙、又は広野町ホームページに掲載している申込用紙に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送してください。</p> <p>(持参の場合) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで ※土日祝日は受付しません。</p> <p>(郵送の場合) 令和6年3月13日(水)までの消印が有効</p> <p>○農業委員と農地利用最適化推進委員の兼務はできませんが、両方に申込可能です。</p> <p>○農地利用最適化推進委員への申込は、別途提出書類が必要となります。</p>
10 提出書類	<p>推薦・応募の別に応じ、次の書類を提出してください。</p> <p>(1) 個人、団体等が推薦する場合 広野町農業委員推薦用紙 添付書類：被推薦人の住民票(抄本、発行後3ヶ月以内)、身分証明書</p> <p>(2) 自ら応募する場合 広野町農業委員応募用紙 添付書類：応募者の住民票(抄本、発行後3ヶ月以内)、身分証明書</p>
11 公表	<p>農業委員会等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、募集期間の中間及び終了後に、提出書類の次の内容を広野町のホームページ等で公表します。</p> <p>(1) 推薦をする個人の氏名、職業、年齢及び性別</p> <p>(2) 推薦をする団体等の名称、目的、代表者等氏名、構成員の人数、構成員の資格及び当該推薦をする者の性格を明らかにする事項</p> <p>(3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況</p> <p>(4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者であるか否かの別</p> <p>(5) 推薦または応募の理由</p> <p>(6) 農地利用最適化推進委員への申込をしているか否かの別</p>
12 選任方法	<p>候補者の選任にあつたては、主に次の項目を評価します。</p> <p>(1) 推薦・応募の別</p> <p>(2) 推薦団体等の農業分野や地域活動の取組状況等</p> <p>(3) 候補者の経歴、農業経営の状況、地域における活動等</p> <p>(4) 農業委員として期待できる推薦理由や応募の理由</p>
13 選任結果	<p>選任結果は、令和6年6月下旬に通知予定です。</p>